

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

【会社名】 シェアリングテクノロジー株式会社

【英訳名】 SHARINGTECHNOLOGY. INC

【代表者の役職氏名】 代表取締役 引字 圭祐

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

【電話番号】 052(414)6025

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 篠 昌義

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

【電話番号】 052(414)6025

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 篠 昌義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第1四半期 連結累計期間	第11期
会計期間		自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日
売上高	(千円)	556,072	1,754,467
経常利益	(千円)	36,159	389,928
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	15,446	268,128
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	15,446	
純資産額	(千円)	1,437,977	1,405,304
総資産額	(千円)	6,202,876	2,152,085
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	2.66	50.78
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	2.51	50.31
自己資本比率	(%)	22.8	65.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、当第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第11期連結会計年度に代えて、第11期事業年度について記載しております。なお、第11期第1四半期連結累計期間にかかる四半期連結財務諸表及び第11期第1四半期累計期間にかかる四半期財務諸表を作成していないため、第11期第1四半期連結累計期間又は第11期第1四半期累計期間については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 当社は平成29年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。平成29年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結累計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「2 . 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

また、平成29年12月25日にフランチャイズの窓口株式会社の株式を新たに取得したことに伴い、平成29年12月31日現在、当社グループは当社及び子会社1社により構成されることとなりました。フランチャイズの窓口株式会社はWEB事業セグメントに属しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。なお、当社は当第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前第1四半期連結累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 業績の状況

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントを追加し、報告セグメントをWEB事業及び民泊型ホテル事業と定めております。各々のセグメントにおいて、事業基盤の強化と収益力の向上に努めてまいります。

当第1四半期連結累計期間の売上高は556,072千円、営業利益は53,760千円、経常利益は36,159千円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は15,446千円となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメントごとの状況は次のとおりであります。

(WEB事業)

WEB事業の主たる事業領域であるインターネットビジネス業界は、スマートフォンやタブレット端末等の普及によるデバイスの多様化に伴い、IoT（モノのインターネット）が急速に拡大しております。日常生活においてもIoTは普及しており、インターネットへの接続が容易になったことで、暮らしの中でのお困りごとを抱えるユーザーと生活に密着したサービスを提供する加盟店とをマッチングさせる当社提供のパーティカルメディアサイトへの関心も、ますます高まっております。

上記事業環境の中で、当社は当第1四半期連結累計期間におきましても、引き続きパーティカルメディアサイトの運営においてコンテンツ強化や、更なるサービス提供範囲の拡充等による既存事業の継続的な強化、及びポータルサイトである「生活110番」のコンテンツ強化等による成長基盤の確立に取り組み続けてまいりました。また、対ユーザーだけでなく、加盟店に対しての利便性の向上にも注力いたしました。

さらに、新規メディアにおいても、既存事業で培ったWEB広告ノウハウや自社運営コールセンターを活かした運用を行うことで、成長と拡大に努めてまいります。

この結果、売上高は556,072千円、営業利益は66,972千円となりました。

(民泊型ホテル事業)

外国人観光客数増加に起因する、国内宿泊施設の不足をチャンスと捉え、国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例を利用した「民泊型ホテル事業」の開始を発表しております。一からホテルを建設するのではなく、新築マンション1棟全室を賃貸借契約にて取得した後、ホテルとして運用するモデルを採用しており、一般的なホテル事業と比較し、大きく初期投資を抑えることができるとともに、短い準備期間で事業の開始が可能となるため投資回収を早期に行うことができます。

当第1四半期連結累計期間においては、宿泊施設の需要が高い地域にて物件の契約を進めてまいりました。なお、民泊型ホテルの稼働は平成30年1月からであり、当第1四半期連結累計期間では売上高は発生しておりません。

この結果、営業損失は13,212千円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

流動資産は、5,546,451千円となりました。主な内訳は、現金及び預金5,235,892千円であります。

固定資産は、656,424千円となりました。主な内訳は、のれん220,294千円、差入保証金175,831千円であります。

この結果、当第1四半期連結会計期間における総資産は、6,202,876千円となりました。

負債

流動負債は、1,155,730千円となりました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金650,000千円、1年内償還予定の社債235,000千円であります。

固定負債は、3,609,168千円となりました。主な内訳は、長期借入金2,579,168千円であります。

この結果、当第1四半期連結会計期間における負債合計は、4,764,898千円となりました。

純資産

当第1四半期連結会計期間における純資産は、1,437,977千円となりました。主な内訳は、資本金570,079千円、資本剰余金535,079千円であります。

(3) 事業上及び財務上の対応すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対応すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,801,500	5,964,900	東京証券取引所 (マザーズ) 名古屋証券取引所 (セントレックス)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株となっております。
計	5,801,500	5,964,900		

(注) 提出日現在発行数には、平成30年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権(平成29年11月27日会社法第370条(取締役会の決議に替わる書面決議)による決議)

決議年月日	平成29年11月27日
新株予約権の数(個)	6,380
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	638,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,590 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年1月1日から平成39年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,700 資本組入額 1,350 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金へ組み入れる額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成30年9月期から平成32年9月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。
 - (a) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - (b) 経常利益が17億円を超過した場合 行使可能割合：100%
 なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないことと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現在の行使価格を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から現在の発行内容に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

現在の発行内容に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年12月31日		5,801,500		570,079		535,079

(注) 平成29年1月1日から平成29年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が163,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ51,144千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,801,000	58,010	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500		
発行済株式総数	5,801,500		
総株主の議決権		58,010	

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は当第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,235,892
売掛金	205,981
貯蔵品	580
前払金	21,600
前払費用	59,646
未収入金	15,812
繰延税金資産	1,464
その他	7,876
貸倒引当金	2,402
流動資産合計	5,546,451
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備(純額)	74,372
工具、器具及び備品(純額)	19,436
有形固定資産合計	93,809
無形固定資産	
ソフトウェア	106,485
のれん	220,294
無形固定資産合計	326,779
投資その他の資産	
投資有価証券	40,077
出資金	40
破産更生債権等	4,266
長期前払費用	14,699
繰延税金資産	5,187
差入保証金	175,831
貸倒引当金	4,266
投資その他の資産合計	235,835
固定資産合計	656,424
資産合計	6,202,876

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	650,000
1年内償還予定の社債	235,000
未払金	182,661
未払費用	46,175
未払法人税等	3,277
未払消費税等	21,245
その他	17,370
流動負債合計	1,155,730
固定負債	
社債	997,500
長期借入金	2,579,168
資産除去債務	32,500
固定負債合計	3,609,168
負債合計	4,764,898
純資産の部	
株主資本	
資本金	570,079
資本剰余金	535,079
利益剰余金	310,346
株主資本合計	1,415,504
新株予約権	22,472
純資産合計	1,437,977
負債純資産合計	6,202,876

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)
売上高	556,072
売上原価	1,776
売上総利益	554,296
販売費及び一般管理費	500,535
営業利益	53,760
営業外収益	
受取利息及び配当金	5
受取手数料	7
償却債権取立益	18
雑収入	32
営業外収益合計	63
営業外費用	
支払利息	953
社債利息	460
社債発行費	16,250
雑損失	0
営業外費用合計	17,664
経常利益	36,159
特別損失	
固定資産除却損	248
特別損失合計	248
税金等調整前四半期純利益	35,911
法人税、住民税及び事業税	788
法人税等調整額	19,676
法人税等合計	20,464
四半期純利益	15,446
非支配株主に帰属する四半期純利益	
親会社株主に帰属する四半期純利益	15,446

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	15,446
四半期包括利益	15,446
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	15,446
非支配株主に係る四半期包括利益	

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当社は、当第1四半期連結会計期間において、フランチャイズの窓口株式会社（旧名称：Idealink株式会社）の株式を100%取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	21,292千円

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：フランチャイズの窓口株式会社（旧名称：Idealink株式会社）

事業の内容：インターネットメディアの運営、インターネットサービスの受託開発及び制作等

企業結合を行った主な理由

フランチャイズの窓口株式会社が運営する、フランチャイズ加盟希望者と募集者を繋ぐWEBサイト「フランチャイズの窓口」や金融メディアサイトは、ライフサービスを提供する当社でも、未だ提供できていない領域であります。また、「フランチャイズの窓口」の加盟希望者と、当社のライフサービスジャンルにおける加盟店は顧客層として共通する要素が大きく、当社の事業運営上シナジーが十分に見込めるものと考えております。そこで、当社の事業で培ったWEBノウハウや当該シナジーを利用して、より企業価値向上を図るため、本企業結合を行うに至りました。

企業結合日

平成29年12月25日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価としてフランチャイズの窓口株式会社の全株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

貸借対照表のみを連結しているため、当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書には、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	240,000 千円
取得原価		240,000 "

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

220,294千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力を加味し発生したものであります。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)1
	WEB事業	民泊型 ホテル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	556,072		556,072		556,072
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	556,072		556,072		556,072
セグメント利益又は損失()	66,972	13,212	53,760		53,760

(注)1.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益決算書の営業利益と同額となっております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

平成29年12月19日開催の定時株主総会にて、定款の事業目的に宿泊業を加え、事業の開始を決定したことに伴い、当第1四半期連結会計期間から、報告セグメントに「民泊型ホテル事業」を追加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「WEB事業」セグメントにおいて、当第1四半期連結会計期間よりフランチャイズの窓口株式会社(旧名称: Idealink株式会社)の株式を100%取得し同社を連結の範囲に含めたことに伴い、のれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間において220,294千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2円66銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	15,446
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	15,446
普通株式の期中平均株式数(株)	5,801,500
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円51銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期利益調整額(千円)	15,446
普通株式増加数(株)	353,898
(うち新株予約権(株))	353,898
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシェアリングテクノロジー株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シェアリングテクノロジー株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。